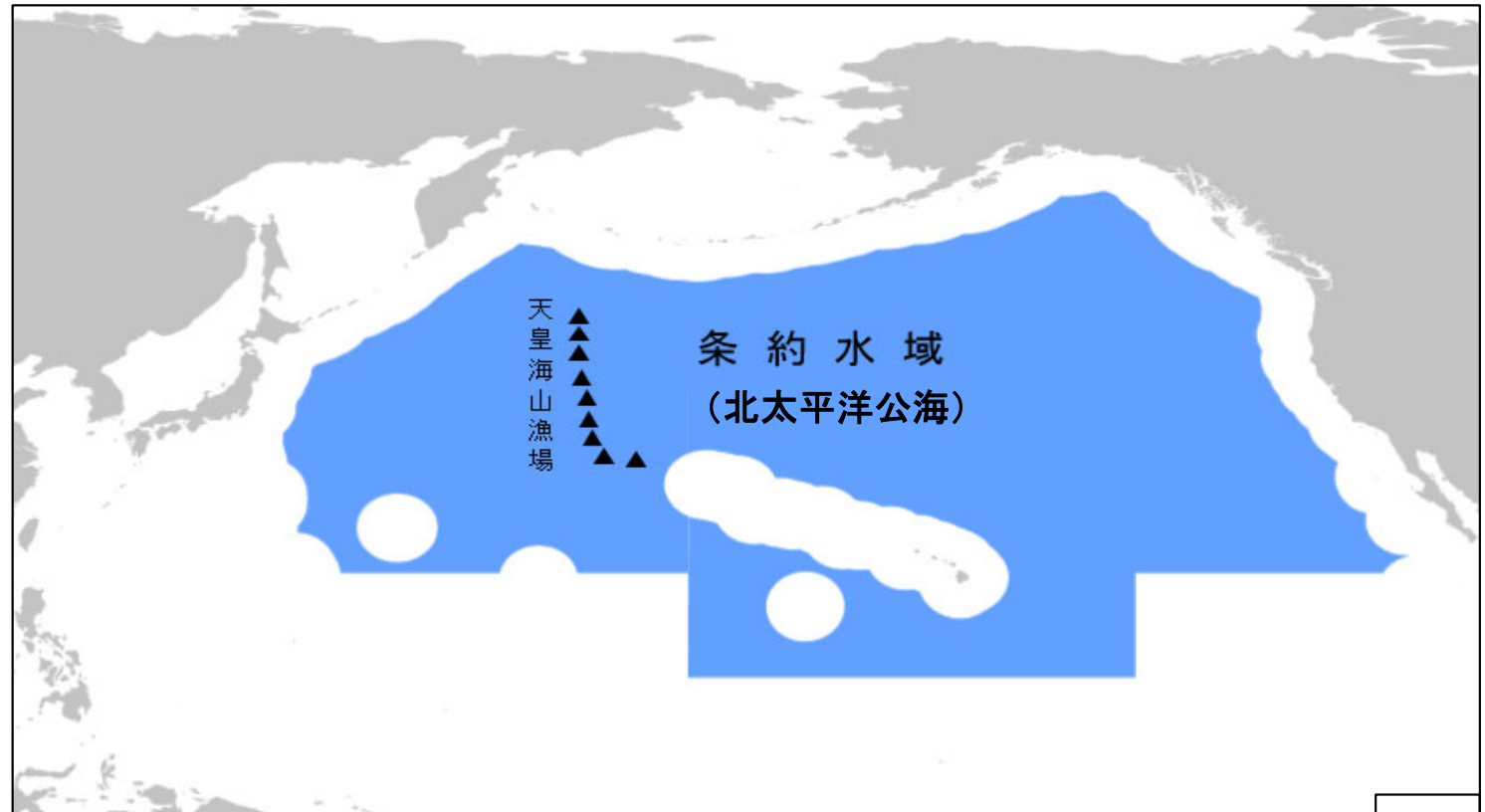


北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、2015年に設立（条約水域：北太平洋公海）。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国（日本、ロシア）、遠洋漁業国（中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU）、関心国（米国、カナダ）に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類、鯨類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

(参加国等)	
日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋漁業国
韓国	
台湾	
バヌアツ	
EU	
米国	非漁業国
カナダ	

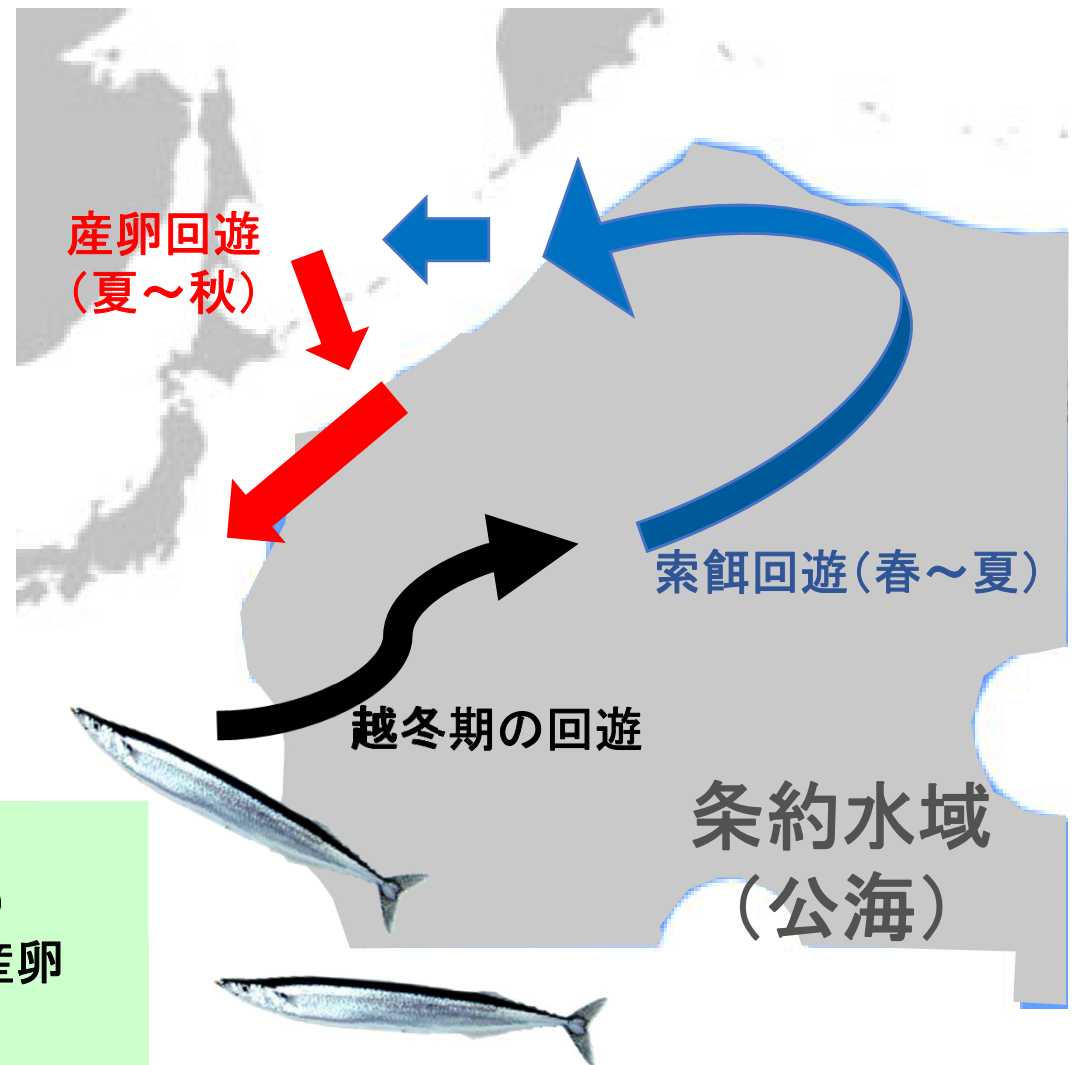


サンマの回遊と条約水域

- サンマは、日ロ200海里水域と条約水域（公海）にまたがって回遊。
- NPFCは公海の資源管理のみを管轄。
- 我が国だけで資源管理に取り組むのでは不十分であり、公海で漁獲する国・地域と協調した資源管理措置の導入が必要。

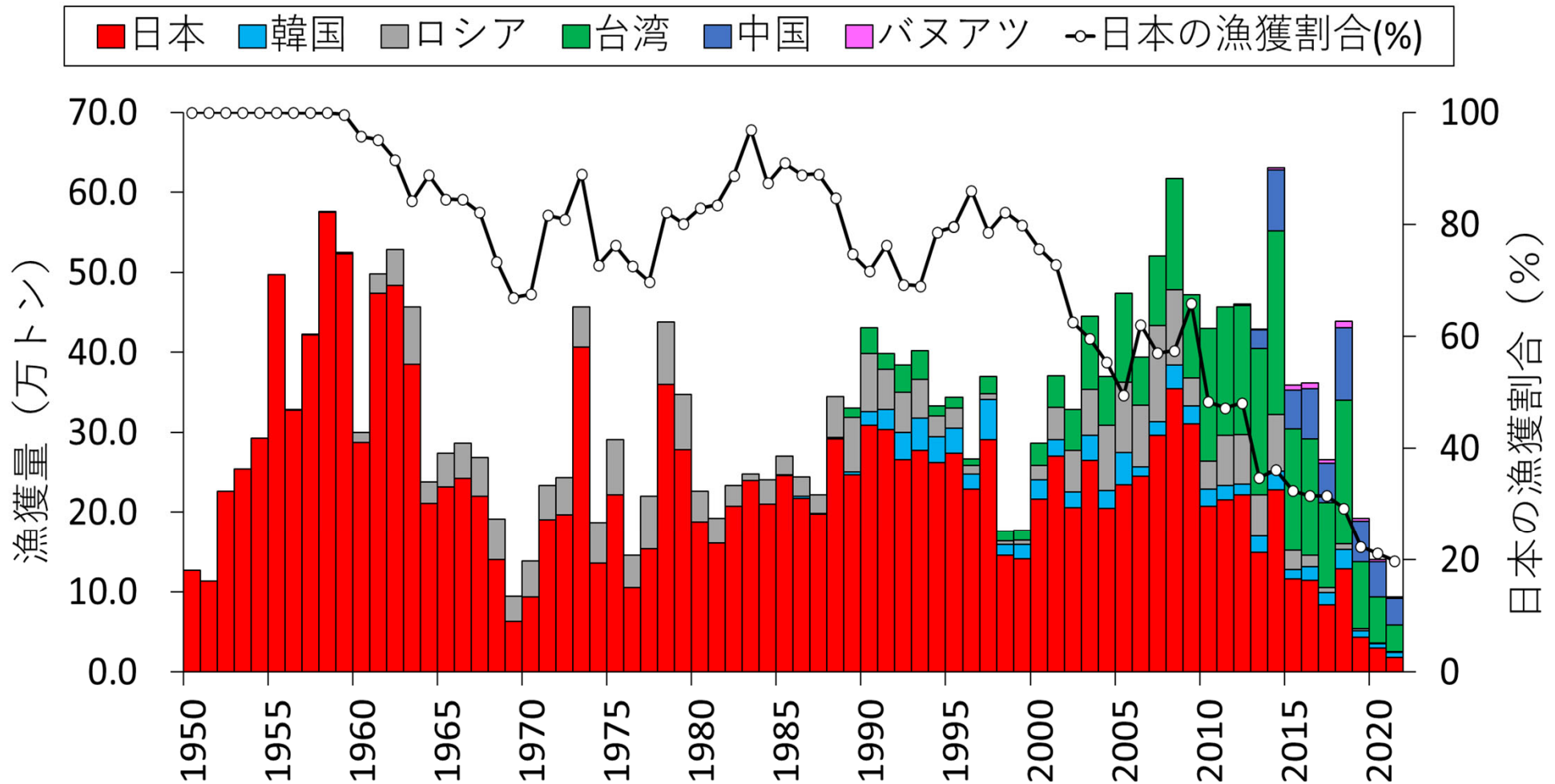
生物学的特性

- 寿命：2年（0歳と1歳魚）
- 成熟：一部は0歳魚で産卵
- 産卵：主に冬季
- 食性：動物プランクトン



各国のサンマの漁獲量と日本の漁獲割合の推移

- 2000年代から、公海での外国漁船による漁獲割合が増加。
- NPFC設立(2015年)以前から、公海での漁獲が過半を占める状況が常態化(2015年の公海漁獲割合は69%、2021年は99%)。



データ： 日本 農林水産統計および全さんま集計値(2021)
 韓国海洋水産部(1985-2000)、NPFC年次報告(2001-)
 外国(韓国以外) FAO統計値(1950-1994)、NPFC年次報告(1995-)

各国のサンマの漁獲量(1996年以降)

	ロシア		日本		中国	台湾		韓国		バヌアツ	漁獲量合計
	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海	
2021	574	36	17,378	1,030	33,511	34,043	0	4,365	0	1,270	92,206
2020	443	310	17,430	12,132	44,006	56,662	0	5,993	0	2700	139,676
2019	1,683	719	20,986	21,804	51,404	83,941	0	8,375	0	3465	192,377
2018	5,459	2,325	46,859	81,672	90,365	180,466	0	20,759	2,943	8,231	439,079
2017	3,658	2,657	15,594	68,078	48,458	104,405	0	12,471	2,882	4,437	262,640
2016	2,463	12,136	19,384	94,444	63,016	146,025	0	9,883	6,945	7,331	361,627
2015	4,641	19,323	31,534	84,709	48,503	152,271	0	5,466	5,738	6,616	358,801
2014	7,219	63,996	5,784	221,736	76,129	210,355	19,582	16,129	7,302	1,915	630,147
2013	229	52,100	8,085	141,119	23,191	159,568	23,051	17,666	2,389	1,509	428,908
2012	1,494	61,611	1,228	220,241	2,014	141,066	20,448	7,068	6,893		462,063
2011	1,616	60,448	1,208	214,145		137,089	23,443	14,061	4,007		456,017
2010	2,100	29,586	2,859	204,630		157,666	8,026	9,031	12,329		426,227
2009	700	36,993	722	310,021		98,177	6,042	10,008	11,993		474,656
2008	16,200	77,666	1,124	353,603		133,763	5,751	19,004	11,208		618,319
2007	15,700	94,992	267	296,256		82,362	4,915	7,625	9,351		511,468
2006	17,900	59,791		244,585		60,578		3,303	8,706		394,863
2005	34,100	53,502		234,451		101,939	9,552	31,175	9,334		474,053
2004	8,300	75,435		204,371		60,723	109	18,082	4,861		371,881
2003		57,646		264,801		84,443	7,072	20,146	11,073		445,181
2002		36,602		205,282		38,063	13,220	10,676	9,412		313,255
2001		34,616		269,798		17,149	22,601	5,401	15,468		365,033
2000		14,827		216,470		27,868					259,165
1999		4,576		141,011		12,541					158,128
1998		3,057	4,116	140,867		12,794					160,834
1997		4,493		290,813		21,887					317,193
1996		6,684		229,225		8,236					244,145

出典：NPFCへの各国等報告（単位：トン）

(参考)保存管理措置

※下線部は今回の会合で合意された措置

- ① 遠洋漁業国は北太平洋公海で操業するサンマ漁船の許可隻数の増加を禁止（沿岸国（日口）は急激な増加を抑制）。
- ② 公海で操業する漁船に、漁船位置監視装置（VMS）の設置を義務付け。
- ③ 洋上投棄を禁止。
- ④ 漁船は漁獲量を記録し、自国の報告要件に従って旗国に報告。
- ⑤ 2023年及び2024年は、サンマのNPFC条約水域（公海）の漁獲枠（TAC）を、現行の19万8千トンから15万トンに削減する（分布域全体の年間漁獲量は、現行の33万3,750トンから25万トン以内に抑制。沿岸国は200海里水域内の漁獲量を10万トン以内に抑えることで上記措置に協力）。
- ⑥ 各国は公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から55%削減。
- ⑦ 各国の公海での漁獲量が⑥の70%に達した場合、NPFC事務局長は当該国にその旨を通知。100%相当に達した場合、当該国は漁獲を停止し、停止日を速やかに事務局長に通知。
- ⑧ 小型魚保護のため、東経170度以東における6～7月の漁獲を禁止。
- ⑨ 各国・地域（2018年の操業隻数が5隻未満の国を除く）は、（a）実操業隻数を2018年から10%削減、又は（b）連続した180日以内の操業期間を設定し、その他の期間を禁漁とする。
- ⑩ サンマMSE作業部会からの助言と勧告に基づき、委員会は暫定措置として、できるだけ早く（可能であれば第8回年次会合において）、サンマの漁獲管理規則を制定。また、同作業部会はMSEプロセスを通じて策定される管理手順の確立も検討。